

新潟市美術館ロゴデザイン業務 仕様書

平成 23 年 11 月 29 日

1. 業務名

「新潟市美術館ロゴデザイン業務」

2. 業務の目的

これまで新潟市美術館には、明確なロゴがなかった。

今後は、お客様等が、見ただけで「新潟市美術館」と認識してくださるようなロゴを制作し、これを運用したい。

お客様等に、一定の質をイメージしていただけるようなロゴとし、また、これを付した当館サービスを選択していただけるような広告宣伝活動において活用できるものとしていきたい。そして、長期的には、良好なブランドイメージが新潟市美術館に定着するようにしていきたい。

以上に寄与するロゴとその運用方針をデザインすることを、本事業の目的とする。

3. 新潟市美術館ロゴの活用について

新潟市美術館は、1985（昭和60）年10月に開館し、近現代の優れた美術作品を収集・展示する「みる」美術館、市民が気軽に美術の創作活動に参加する「つくる」美術館、市民が作品を発表して語りあい、美術についての見聞を深める「語る」美術館を、基本的性格として活動してきた。

今後は、当美術館を、より一層市民・全国に認知され、より一層市民に誇りに思ってもらえるものにしていきたい。

そのため、新潟市美術館のチラシやポスター、館の案内等の各種印刷物や、ウェブサイトなどにおけるロゴの挿入、あるいは大型グラフィックバナー等、展覧会造作物等の一部へのロゴの挿入、あるいはエントランス周辺の掲示物へのロゴの挿入など様々な局面においてロゴを活用していきたい。

4. 業務内容

プロポーザルにおいて提案した案をベースにして、以下のデザイン業務を行う

○ロゴ制作

- ・文字ロゴ、およびシンボルマークを制作
- ・文字ロゴ・シンボルの組み合わせ、配置バランス、カラー指定により、複数パターンを制作し、多様な用途に対応できるようにする

○ロゴ運用マニュアル制作

- ・ロゴの基本的なコンセプトを示し、ロゴ各パターンについて、それぞれ、パタ

ーン・カラー・寸法等についての運用方針を定め、ロゴ運用マニュアルとしてまとめる。

5. 仕様

<ロゴ制作>

- ①文字ロゴは、漢字「新潟市美術館」1種、英字「Niigata City Art Museum」1種の、計2種を制作する。
- ②シンボルマークは、1種を制作する。
- ③文字ロゴ、シンボルマークとも、カラーおよび単一色（モノクロ含む）両方での利用と、単一色の反転での利用があることを前提に制作する。
- ④制作した文字ロゴ、シンボルマークの組み合わせ、複数パターンを作成する。パターンの作成においては、
 - ・シンボルマーク＋漢字ロゴ＋英字ロゴ
 - ・シンボルマーク＋漢字ロゴ
 - ・シンボルマークのみ
 - ・漢字ロゴのみ
 - ・漢字ロゴ＋英字ロゴ

の5つを含む各種の組み合わせについて、配置・配列／サイズ のバランスによるパターンを検討し、かつ、フルカラー／単一色／単一色反転 によるパターンについても検討する。上記以外の組み合わせや検討要素を含むことも可とする。

<ロゴ運用マニュアル>

- ⑤ロゴの全体コンセプトを簡潔な文章で示す。
- ⑥文字ロゴ、シンボルマークそれぞれの造形コンセプトを簡潔な文章で示す。
- ⑦制作したロゴの各パターンについて、各種の制作物に挿入する際の、運用方針を定める。方針の作成においては、
 - ・用紙サイズに対するロゴのサイズ、余白の設定
 - ・背景色に対して、適当なロゴパターンの選定
 - ・用途に対して、適当なロゴパターンの選定
 - ・印刷方式に対して、適当なロゴパターンの選定の4要素を含め、検討を行うものとする。上記以外の検討要素を含むことも可とする。

6. 委託期間

契約日 ～ 平成24年3月15日（水）

7. スケジュール

- (1) 実施要綱交付開始 : 平成23年11月29日（火）
- (2) 参加表明書提出期間 : 平成23年11月29日（火）
～12月20日（火）
- (3) 提案書作成質疑受付期間 : 平成23年11月29日（火）
～12月20日（火）
- (4) 提案書作成質疑回答期限 : 平成23年12月27日（火）
- (5) デザイン提案書提出期間 : 平成23年12月28日（水）
～平成24年1月10日（火）
- (6) 審査 : 平成24年1月17日（火）
- (7) 審査結果通知 : 平成24年1月18日（水） 予定
- (8) 契約締結日 : 平成24年1月24日（火） 予定
- (9) 完成・納品 : 平成24年3月15日（水）

8. 成果品

- ・紙出力2部（正・副）および、CD等の媒体によるデータ（媒体の購入費は受託者の負担）により提出する。
- ・ロゴのデータはパターン毎に、イラストレーター（.ai）、PDF（.PDF）、画像（.JPG）のデータを提出する。
※イラストレーターのデータは、ベクトル形式のデータとする。ビットマップ形式のデータを.aiで保存したものは、原則認めない。（制作上止むを得ない事情がある場合は、担当と協議する。）
- ・ロゴ運用マニュアルは、Word（.doc）およびPDF（.PDF）のデータを提出する。
- ・成果品に瑕疵があった場合は、受託者は担当者の指示により速やかに訂正しなければならない。

9. 関係法令の遵守

受託者は業務の遂行に当たり、関係法令を遵守しなければならない。

10. 秘密の保持

受託者は、業務遂行の過程で知りえた秘密を第三者に漏らしてはならない。

1 1. その他

- (1) 著作権については基本的には新潟市に帰属するものとする。
- (2) 本業務について、本仕様書に基づく委託業務を第三者に委託してはならない。ただし、予め、市の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。
- (3) 受託者は、業務等を適性かつ円滑に実施するため、新潟市美術館担当者と常に密接な連絡を取り、十分な打合せを行うものとする。
- (4) 受託者は、業務の実施にあたり仕様書等に疑義を生じた場合は、新潟市美術館担当者と協議のうえ実施するものとする。
- (5) 当該業務の実施上で得られる情報等については、市の許可なく一切他に公表もしくは、使用してはならない。
- (6) その他の必要な事項は、新潟市美術館との協議により決定する。